

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書兼契約書

下関市長府地域包括支援センター

# 重要事項説明書

下関市長府地域包括支援センター（以下「長府センター」という。）は、あなたへの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の提供にあたり、次のとおり重要事項を説明します。

## 1 目的

長府センターは、あなたが可能な限り居宅において、尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療サービス及び福祉サービスとの連携に配慮し、介護予防サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（ケアマネジメント結果等記録票）（これらの計画を、以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう支援します。

## 2 運営方針

- (1) 長府センターは、あなたの心身の状況、その置かれている環境等に応じて、あなた本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (2) 長府センターは、あなたの意思及び人格を尊重し、常にあなたの立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス提供事業者に不当に偏らないようにします。なお、介護予防支援等の提供の開始に際し、あなた及びあなたの家族に対して、複数のサービス提供事業者等を紹介することや、介護予防サービス計画等の原案に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることを説明します。
- (3) 長府センターは、下関市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

## 3 長府センターの概要

### (1) 事業所の名称、担当地域等

事業所名称	下関市長府地域包括支援センター
管理者の職・氏名	所長 池田 康子
所在地	〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号
通常時連絡先	電話 083-227-3151 FAX 083-248-3900
緊急時連絡先	上記に同じ
担当地域	長府圏域 長府支所管内 前田、高場町、向田町、浜浦町、浜浦西町、浜浦南町、野久留米町、外浦町、黒門町、黒門東町、黒門南町、羽衣町、羽衣南町、松原町、新松原町、宮崎町、東侍町、侍町、川端、南之町、惣社町、古江小路町、中浜町、土居の内町、中之町、金屋町、金屋浜町、宮の内町、逢坂町、亀の甲、紺屋町、安養寺、珠の浦町、三島町、中土居本町、中土居北町、印内町、前八幡町、八幡町、古城町、中六波町、日の出町、豊浦町、中尾町、豊城町、満珠町、満珠新町、四王司町、新四王司町、港町、江下町、松小田本町、松小田中町、松小田東町、松小田西町、松小田南町、松小田北町、扇町、才川、ゆめタウン、千鳥ヶ丘町、大字豊浦村、大字前田、大字高畑、大字松小田、大字才川

## (2) 業務内容

長府センターは、あなたの介護予防サービス計画等の作成、関係機関及び関係事業所等との連絡調整等の業務を行います。

## (3) 職員体制

	常勤	非常勤	計	兼務関係等
管理者	1人	—	1人	主任介護支援専門員兼務
保健師等	1人以上	—	1人以上	
主任介護支援専門員	1人以上	—	1人以上	
社会福祉士等	1人以上	—	1人以上	
介護支援専門員	1人以上	1人以上	2人以上	
社会福祉主事	—	—	—	
事務職員	1人以上	—	1人以上	

管理者は、長府センターの職員の管理・指導、介護予防支援等の利用の申込みに係る調整・実施状況の把握を行うほか、事業を統括します。

その他の担当職員はあなたの状況把握に努め、介護予防サービス計画等の作成、関係機関及び関係事業所等との連絡調整等の業務を行います。

## (4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日。 (ただし、12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 (なお、営業時間外の緊急時には、(1)の緊急時連絡先にご連絡下さい。)

## 4 介護予防支援等の提供方法及び内容

長府センターは、あなたの介護予防サービス計画等を作成し、また、自らが提供する業務の質の評価及びその改善に努め、次のとおり介護予防支援等を提供します。

- (1) 長府センターは、あなたの介護予防サービス計画等作成の開始に当たり、あなた及びあなたの家族に対して、当該地域におけるサービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、サービスの選択を支援します。
- (2) 長府センターは、あなたの居宅を訪問し、あなた及びあなたの家族に面接することで日常生活の状況を把握し、あなた及びあなたの家族の意欲及び意向を踏まえて、あなたが現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、あなたが自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握（アセスメント）します。
- (3) 長府センターは、あなたの希望、アセスメントの結果、あなたの目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、あなた及びあなたの家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点・内容・期間等を記載した介護予防サービス計画等の原案を作成します。
- (4) 長府センターは、介護予防サービス計画等の原案について、サービス担当者会議の開催、サービス担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求めます。なお、あなたが介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合その他必要な場合に、あなた及びあなたの家族の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求める
- (5) 長府センターは、介護予防サービス計画等の原案に記載したサービスの内容・利用料等について、長府センターがあなた又はあなたの家族に説明し、文書によりあなたの同意を得た上で、介護予防サービス計画等をあなた及びサービス担当者に交付します。なお、前号において、主治の医師等の意見を求めた際には、当該介護予防サービス計画等を主治の医師等に交付します。

- (6) 長府センターは、介護予防サービス計画等に位置付けたサービス提供事業者等に対して、介護予防サービス計画等に基づき、個別援助計画の作成及び提出を求めるとともに、サービスの提供状況やあなたの状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取します。
- (7) 長府センターは、介護予防サービス計画等作成後、継続的アセスメント、介護予防サービス計画等の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更、サービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (8) 長府センターは、あなたの服薬状況、口腔機能、その他のあなたの心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、あなた及びあなたの家族の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供します。
- (9) 長府センターは、第7号のモニタリングを行うに当たっては、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、あなたの居宅を訪問し、あなたに面接します。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも6月に1回、あなたの居宅を訪問して面接するときは、テレビ電話装置等を活用して面接することとします。
- ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書によりあなたの同意を得ていること。
- イ サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治の医師、サービス担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- (ア) あなたの心身の状況が安定していること。
- (イ) あなたがテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるること。
- (ウ) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、サービス担当者から提供を受けること。
- (10) サービスの評価期間が終了する月及びあなたの状況に著しい変化があったときは、あなたの居宅を訪問し、あなたに面接します。
- (11) あなたの居宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して面接する月を除く。）においては、可能な限り、あなたが通うサービス提供事業所を訪問する等の方法によりあなたに面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等によりあなたと連絡をとり、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- (12) 長府センターは、介護予防サービス計画等に記載した期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。
- (13) 長府センターは、あなたが居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は介護保険施設への入院及び入所を希望する場合には、あなたの要介護認定等に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供します。
- (14) 長府センターは、あなたから介護保険施設等から退院又は退所しようとする依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画等の作成等の援助を行います。
- (15) 長府センターは、あなたに対しケアマネジメントC（初回のみのケアマネジメント）を実施する場合には、前各号に定めるサービス提供の一部を省略します。

## 5 利用料等

### (1) 利用料

介護予防支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてあなた自身の負担はありません。

ただし、あなたの介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をあなたに負担していただくこととなります。

### 介護予防支援

介護予防支援費 (1月につき)	4,420円	介護予防支援を提供した場合に算定されます。
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス計画を作成する場合に算定されます。
委託連携加算	3,000円	長府センターがあなたに提供する介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、あなたに関する必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に算定されます。

なお、介護予防ケアマネジメントに係る利用料については、あなた自身の負担はありません。

### (2) 交通費

長府センター職員が、あなたの居宅を訪問するときの交通費については、あなた自身の負担はありません。

### (3) 解約料

解約料は一切かかりません。契約書に規定がある場合を除き、あなたは長府センターとの契約をいつでも解約することができます。

## 6 介護予防支援等に関する相談・苦情

### (1) 相談・苦情窓口

事業所受付窓口	担当 下関市長府地域包括支援センター 相談・苦情受付 池田 康子 電話 083-227-3151 FAX 083-248-3900 受付時間 月曜日～土曜日（12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
下関市受付窓口 (介護予防支援)	担当 福祉部 介護保険課 事業者係 住所 下関市南部町1-1 下関市役所 電話 083-231-1371 FAX 083-231-2743 受付時間 月曜日～金曜日（休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
下関市受付窓口 (介護予防ケアマネジメント)	担当 福祉部 長寿支援課 支援係 住所 下関市南部町1-1 下関市役所 電話 083-231-1340 FAX 083-231-1948 受付時間 月曜日～金曜日（休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
山口県国民健康保険団体連合会の受付窓口	担当 介護サービス苦情相談窓口 住所 山口市朝田1980番地7 国保会館 電話 083-995-1010 FAX 083-934-3665 受付時間 月曜日～金曜日（休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。） 午前9時～午後5時

## (2) 苦情対応

長府センターは、苦情を受け付けた場合は、あなた又はあなたの家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じてあなたに説明します。

また、当該苦情の内容を記録し、2年間保存します。

## 7 事故発生及び緊急時の対応

長府センターは、あなたに対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合、あなたの容態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにあなたの家族、主治医及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、2年間保存します。

## 8 秘密の保持

長府センターは、介護予防支援等を提供する上で知り得たあなた又はあなたの家族に関する秘密並びに個人情報については、生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約期間終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、従業者が退職した後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

ただし、あらかじめ文書によりあなた又はあなたの家族に同意を得ている場合には、サービス担当者会議やサービス提供事業者等への指示を行うために必要なあなた又はあなたの家族の情報を提供することができます。

## 9 入院先医療機関との連携

あなたが病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、長府センターの担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に、あなた又はあなたの家族から伝えていただくようお願ひいたします。

## 10 虐待の防止

長府センターは、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次に定める措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。

(4) 虐待の防止に係る責任者を選定します。

職種：社会福祉士、氏名：西村 高徳